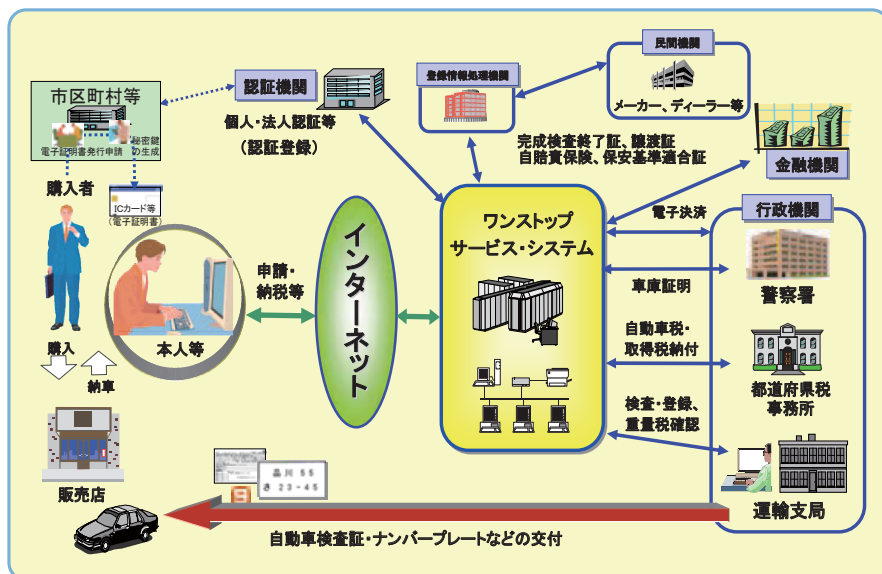


自動車の検査・登録等を通じて自動車の安全確保と環境保全に取り組むとともに、利用者サービスの向上を図っています。また、自動車整備士になるための技能検定の実施、車のアフターサービスに対応する自動車特定整備事業者や、国に代わり自動車の検査を行なうことができる指定工場への立入監査・指導、自動車点検整備推進運動、リコール制度の適正な運用、不正改造車の排除を目的とした街頭検査等も行っています。

【自動車の検査・登録】

自動車の運行に必要な検査（車検）や登録（ナンバー付与等）を関東運輸局管内の運輸支局及び自動車検査登録事務所の窓口で行っています。

また、自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続（検査・登録、保管場所証明書（警察）、自動車諸税（国税、県税）の納税等）について、オンライン申請によるワンストップサービス化を推進し、更なる利便性の向上に取り組んでいます。



【自動車点検整備推進運動】

毎年、9月と10月を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、自動車ユーザーに点検・整備の重要性を理解していただくための運動として重点的に実施しています。



【自動車のリコール】

自動車の製造・設計に起因した事故を未然防止するための自動車リコール制度の適正な運用を図るため、自動車の不具合情報を収集しています。



↓ウェブ入力はここから↓



【自動車の街頭検査】

道路を通行している自動車を対象とした街頭検査を随時実施して、整備不良車や不正改造車を排除することにより、交通事故の減少や排出ガスによる大気汚染の防止等に寄与しています。



【保安基準の緩和認定】

分割不可能な超大物品を輸送する自動車等及び遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の安全・環境基準である「道路運送車両法の保安基準」内で運行することができない特殊な自動車については、同基準の緩和認定を行っています。

